

# 総務常任委員会説明資料

(議案説明資料)

(頁)

- ◎ 議案第 108 号 平成 20 年度横須賀市一般会計補正予算（第 4 号）··· 1
- ◎ 議案第 112 号 横須賀市市税条例中改正について ··· ··· ··· ··· 2

平成 20 年（2008 年）12 月 9 日

財政部

## ◎議案第108号 平成20年度横須賀市一般会計補正予算（第4号）

### 1 歳出補正

#### (1) 補正に係る事業

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	補正後の額
2 総務費	2 徴稅費	2 賦課徵收費			
固定資産税賦課事務費 (固定資産税納税通知書印字封入業務)			29,001	4,675	33,676

#### (2) 補正の概要 4,675千円

固定資産税納税通知書は、毎年5月1日に納税義務者に送付するため、印字封入作業を業務委託で行っています。そのため4月に契約しますが、税額等の印字と封入する時間が短いことから実績のある業者と随意契約をせざるを得ない状況となっております。

今後は、前年度中に競争入札を行うことによって適正な契約事務とするため、委託料の増額補正を行うとともに縁越明許費を設定いたしたい。

#### (3) 縁越明許費の設定

業務の性質上、年度内に作業が終了しないため縁越明許費を設定いたしたい。

款	項	目	事業名	金額
2 総務費	2 徴稅費	2 賦課徵收費	固定資産税賦課事務費 (固定資産税納税通知書 印字封入業務)	4,675千円

#### (4) スケジュール

平成21年 1月	入札	
1月～	契約、印字調整、テスト印刷	
4月	課税データ渡し、印字封入	
-----		
4月 30日	業務完了	
5月 1日	納税通知書発送	

縁越明許

### 2 歳入補正

款	項	目	補正前の額	補正額	補正後の額
20 縁越金	1 縁越金	1 縁越金	756,289千円	8,909千円	765,198千円

◎議案第112号 横須賀市市税条例中改正について

横須賀市市税条例 第12条の3、第12条の4、第12条の5、附則

1 個人住民税における寄附金税制改正比較

区分	改正後	改正前
【対象寄附金】	<p><u>現行の対象寄附金に、都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金を追加</u></p> <p>所得税の寄附金控除の対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）のうちから地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例により指定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金</li> <li>・住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金</li> </ul>
【控除方式】	<p><u>税額控除 方式</u></p> <p>都道府県指定寄附金は <u>道府県民税から 4% 税額控除</u></p> <p>市区町村指定寄附金は <u>市町村民税から 6% 税額控除</u></p>	<p>所得控除 方式</p> <p>所得から対象寄附金のうち10万円を越える部分を控除</p> <p>〔これにより (対象寄附金 - 10万円) × 税率(10%)の軽減効果〕</p>
【控除対象限度額】	総所得金額等の <u>30%</u>	総所得金額等の 25%
【適用下限額】	<u>5千円</u>	10万円

改正後の地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）は上記の税額控除に【特例控除額】（個人住民税所得割の1割が上限）が加算されます。

## 2 控除対象となる寄附金の所得税と個人住民税比較

### 地方税法抜粋

(寄附金税額控除)

第314条の7

(中略)

第3号 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの

第2項 (略)

所得税（適用部分）		個人住民税（横須賀市市税条例）
1 《指定寄附金》 公益を目的とする事業を行う法人 又は団体に対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの	所得税法 第78条 第2項 第2号  右欄 (A)	次の1、2、3の全ての要件を満たすものを、申し出に基づき個別に指定し告示します。  1 (A)～(D)のいずれか (A) 所得税法第78条第2項第2号に掲げる寄附金 (B) 所得税法第78条第2項第3号に掲げる寄附金 (C) 租税特別措置法第41条の18の3の規定による寄附金 (D) 所得税法第78条第3項の規定による寄附金
2 《特定公益増進法人に対する寄附金》 ①独立行政法人等 ②政令に掲名されている法人 (自動車安全運転センター等) ③公益社団法人・公益財団法人 ④学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥更正保護法人	所得税法 第78条 第2項 第3号  右欄 (B)	2 本市の区域内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金 ただし、(D)の場合は、本市の区域内に事務所又は事業所を有する法人又は団体が受益者となる認定特定公益信託の信託財産とするために支出する金銭(特定寄附金とみなされるもの)  3 住民の福祉の増進に寄与すると認められるもので、市長が指定するもの
3 《認定特定非営利活動法人 (認定NPO法人)に対する寄附金》	租税特別措置法 第41条の18の3  右欄 (C)	
4 《(認定)特定公益信託の信託財産とするための支出》	所得税法 第78条 第3項  右欄 (D)	

公益法人関連三法のH20年12月1日施行に伴い改正所得税法が適用

### 3 横須賀市市税条例（昭和46年横須賀市条例第18号）の一部を改正する条例新旧 対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><b>新設</b></p> <p>（寄附金税額控除の対象とする寄附金）</p> <p>第12条の3 市民税の所得割の額からの控除の対象となる寄附金は、法第314条の7第1項第3号の規定と同項の規定により条例で定めることにより、本市の区域内に事務所又は事業所を有する法人又は団体（以下「法人等」という。）に対する次に掲げる寄附金であって、住民の福祉の増進に寄与すると認められるもののうち、市長が指定するものとする。</p> <p>（1）所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金</p> <p>（2）所得税法第78条第3項及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる寄附金</p>	
<p><b>新設</b></p> <p>（寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定手続き）</p> <p>第12条の4 これから受けようとする寄附金について、前条の規定による指定を受けようとする法人等は、規則で定める書類の写しを添えて市長に申し出なければならない。この場合において、当該指定をする寄附金には、当該指定をする前（当該指定をする年に限る。）の寄附金（当該法人等が設立前に受けた寄附金を含む。）も含めることとする。</p> <p>2 市長は、前条の申出を受け、同条の規定による指定をしたときは、その旨を当該法人等に通知するとともに、その旨を告示するものとする。</p>	

<p><b>新設</b></p> <p>(申出事項の変更の届出)</p> <p>第12条の5 第12条の3の規定による寄附金の指定を受けた法人等は、前条第1項の規定により申し出た事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の届出を受けた場合は、その旨を告示するものとする。</p>	
<p>(市民税の申告)</p> <p>第13条 市長は、法第294条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項 (以下略)</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第13条 市長は、法第294条第1項第1号の者のうち所得税法(昭和40年法律第33号)第226条第1項 (以下略)</p>
<p><b>附則</b></p> <p>1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の横須賀市市税条例第12条の3の規定は、市民税の所得割の納稅義務者が平成21年1月1日以後に支出する同条に規定する寄附金について適用する。</p>	